

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成29年10月26日(2017.10.26)

【公開番号】特開2016-121434(P2016-121434A)

【公開日】平成28年7月7日(2016.7.7)

【年通号数】公開・登録公報2016-040

【出願番号】特願2014-260004(P2014-260004)

【国際特許分類】

E 01 F 7/04 (2006.01)

【F I】

E 01 F 7/04

【手続補正書】

【提出日】平成29年9月15日(2017.9.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

斜面からの落下物を防護すべく、斜面幅方向に間隔を開けて立設される複数の支柱と、これらの複数の支柱によって斜面幅方向に支持される落下物の防護体と、を有する落下物防護装置の吊り足場であって、

前記各支柱の上部から吊り下げられる足場支持材と、この足場支持材によって支持され、斜面幅方向に延設される足場材と、を有することを特徴とする落下物防護装置の吊り足場。

【請求項2】

前記支柱は、谷側方向に傾斜して設けられ、かつ、前記落下物の防護体は、前記支柱の上部に支持されることを特徴とする請求項1に記載の落下物防護装置の吊り足場。

【請求項3】

前記支柱と前記足場支持材とのなす角度を所望の角度に設定するための角度設定部材をさらに有することを特徴とする請求項1に記載の落下物防護装置の吊り足場。

【請求項4】

前記角度設定部材は、前記支柱と前記足場支持材との間に介在して支持されると共に、前記支柱を支点にして前記足場支持材を支持することを特徴とする請求項3に記載の落下物防護装置の吊り足場。

【請求項5】

前記足場材には、吊り下げ前後において、その初期の形状を維持し得る剛性が確保されていることを特徴とする請求項1から3の何れかに記載の落下物防護装置の吊り足場。

【請求項6】

前記足場材、および前記足場支持材が、鋼製パイプで構成されていることを特徴とする請求項1から4の何れかに記載の落下物防護装置の吊り足場。

【請求項7】

前記足場支持材は、前記支柱に対して着脱自在に吊り下げられていることを特徴とする請求項1から5の何れかに記載の落下物防護装置の吊り足場。

【請求項8】

前記足場支持材に対して、その上下複数段に前記足場材が連結されていることを特徴とする請求項1から6の何れかに記載の落下物防護装置の吊り足場。

【請求項 9】

斜面における吊り足場の設置方法であって、

斜面幅方向に間隔を開けて複数の支柱を立設すると共に、この斜面上に吊り足場を展開すべく前記斜面幅方向に足場材を延設し、さらに、前記支柱の上部より前記足場材を吊り下げるなる吊り足場の設置方法。

【請求項 10】

前記足場材と前記支柱の上部とを連結する足場支持材を前記支柱の立て込みに先立って支柱の上部に連結し、

さらに前記足場支持材を、前記支柱の立て込みに伴って支柱上部より吊り下げる特徴とする請求項8に記載の吊り足場の設置方法。

【請求項 11】

斜面幅方向に間隔を開けて複数の支柱を有すると共に、この支柱によって斜面幅方向に落下物の防護体を展開支持する落下物防護装置を斜面に設置する際、前記足場材を吊り下げるための支柱として前記落下物防護装置用の支柱を用いることを特徴とする請求項8又は9に記載の吊り足場の設置方法。

【請求項 12】

前記足場材の位置を、前記支柱を支点にして設定変更することを特徴とする請求項8から10の何れかに記載の吊り足場の設置方法。